

完全週休2日制促進工事における「振替現場閉所日」の取扱いについて（Q&A）

令和3年10月
茨城県土木部検査指導課

茨城県土木部が発注する完全週休2日制促進工事の実施要領第7条第2項に規定する「振替現場閉所日」の取扱いに関し、問い合わせが多い事項についてQ&A方式でとりまとめましたので参考としてください。

要領第7条第2項

受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。なお、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。

Q1 「同一週内」における“週”とは、何曜日から何曜日までと決まっているか。

A1 日曜日で始まり土曜日で終わる一連の7日間を、ここでいう“週”の単位としている。そのため、土曜日に工事をする場合の振替現場閉所日については、原則として前5日間内に、日曜日に工事をする場合においては後5日間内に設けることになる。

なお、土曜日については、前5日間内に振替閉所日を設けることが困難な場合には、翌週内に設けることも可能としている。

Q2 雨天により休工を決定した当日の朝、その日を振替現場閉所日にしたい旨監督員と協議したが、振替日として認められなかった。なぜか。

A2 要領第2条第3項において「現場閉所日とは、予め定めた現場の休工日のことをいい、予定外の休工日は含めない。」としているため、条件に合致しない。

なお、要領第7条第2項において「受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定」するとしているところであり、令和3年10月1日からは、事前に協議を行えば悪天候が理由であっても振替現場閉所日として認めることとしている。

Q3 振替現場閉所日設けるのに必要となる理由（＝受注者の都合）について、こういうものは認められないといった決まりはあるのか。

A3 なぜその土曜日（日曜日）に工事を行う必要があるのかについて説明してもらえれば、理由は幅広く採用する。（Q&A2にあるように、悪天候を理由とした予定外の休工日の代替として土曜日に工事を行うような場合であっても、令和3年10月1日からは、事前に協議を行えば振替現場閉所日として認めることとしている。）

Q4 振替現場閉所日は、1工事当たり何回まで取ってよいといった決まりはあるか。

A4 現在のところ、特に上限は設けていない。ただし、本取組は、担い手確保に向け、土曜日・日曜日が安定して休める建設業を目指すという趣旨で取組んでおり、それに反するような振替の使われ方が目立ってきた場合は制限等について検討する。